

(参考)運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の各メニューにおける基本的流れ（イメージ）

①運動器の機能向上

運動器の機能向上に関する機能訓練を必要とする要支援者に対し、理学療法士、作業療法士、看護職員、機能訓練指導員、経験のある介護職員等が実施する。

1)アセスメント

- ・リスクの評価や、運動機能等の評価を行う。

2)計画の作成

- ・アセスメント結果等を考慮して対象者に適切と考えられる計画を作成する。

3)実施

- ・心身機能の向上の観点から関節可動域運動や体力増強運動等の適切と考えられる機能訓練を実施する。
- ・標準的には、機器を用いるものは週1～2回程度で3ヶ月、機器を用いないものは週1～2回程度で6ヶ月を1クールとして実施する。
- ・看護師等を中心に、安全管理に留意する。

4)再アセスメント

- ・目標の達成度、運動機能等の評価を行う。

②栄養改善

低栄養状態のおそれのある要支援者に対し、栄養ケア・マネジメントの考え方に基づいて、管理栄養士が中心となり多職種と協働して実施する。

1)アセスメント

- ・低栄養状態のリスクの評価や、低栄養状態と関連する身体状態や意欲等の把握を行う。

2)計画の作成

- ・アセスメント結果等を考慮して対象者に適切と考えられる栄養改善サービス計画を作成する。

3)実施

- ・個別的で重点的な栄養食事相談を実施する。介護予防訪問介護、配食サービス、地域住民による活動等も考慮して実施する。
- ・標準的には6ヶ月間とし、最初の1ヶ月間は2週間毎、その後は1ヶ月に一度の頻度で実施する。

4)再アセスメント

- ・目標の達成度、自己実現の意欲、低栄養状態のリスク、計画の実践状況等の評価を行う。

③口腔機能の向上

口腔機能の低下のおそれのある要支援者に対し、歯科衛生士等により実施する。

1)アセスメント

- ・利用者の口腔内の状態や改善目標等の把握を行う。

2)計画の作成

- ・アセスメント結果等を考慮して対象者に適切と考えられる計画を作成する。

3)実施

- ・口腔機能の向上の教育、口腔清掃の指導・実施、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施等を実施する。

- ・月1～2回程度で3ヶ月間を1クールとして実施する。

※なお、介護職員等も基本的なサービスを行うこととする。

4)再アセスメント

- ・目標の達成度、口腔内の状態の変化等を評価する。

4. 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションの報酬設計に係る検討課題

(1) 基本的考え方

- 報酬設計はサービスの基本的構造に即して行うことを基本としてはどうか。
- 新予防給付においては、要介護状態の維持・改善を目的とし、
 - ①介護の必要度に加え、改善可能性の観点から対象者を選定するとともに、
 - ②サービス提供に当たっては、介護予防ケアマネジメントを通じ「するようになる生活行為」の実現に向け設定された長期目標、短期目標を踏まえた上で、各利用者における目標を明確に設け、当該目標の達成のために適切なサービスを計画的に提供する（目標指向型のサービス提供）こととしており、
 - ③また、一定期間経過後には、当該サービス提供によって所期の目標が達成されたかどうかを評価することとしている。 別紙2
- 以上のような提供の在り方を踏まえ、「介護予防通所介護」、「介護予防通所リハビリテーション」においても、包括的な報酬体系とすることを基本とする方向で考えることが適当と考えられるが、どうか。
- その場合、「個別リハビリテーション」「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」等のメニュー毎に包括化してはどうか。
- 「送迎」及び「入浴」については、現在、「通所介護」「通所リハビリテーション」を利用している要支援、要介護1での利用回数は、「送迎」は9割以上、「入浴」は約半数以上という実態を踏まえ、どのように評価することが適当か。
- また、初めてサービスを利用する者に対しては、事業者によるアセスメント等にかかる負担を踏まえ、2回目以降の利用時よりも報酬上より評価することが適当と考えられるが、どうか。

(2) 介護予防の目標の達成度に応じた介護報酬上の評価について

- 今回の見直しにより、サービス提供においては、その結果として目標が達成できたかどうか（結果の評価の視点）が最も重要な視点となることから、目標の達成度に応じた介護報酬上の評価を行うことについても検討する必要がある。そのためには、以下のような点を考慮すべきではないか。

(評価にあたっての視点)

A. 評価対象をどう設定するか。

①利用者単位で目標の達成度に応じて評価。

(例：利用者ごとに、目標が達成した場合に、一定の加算を認める。)

(利点)

- ・仕組みが簡単で分かりやすい。

(課題)

- ・加算額の一部が利用者の負担増となる。
- ・複数の事業者のサービスを利用している場合、改善に寄与した事業者の報酬に的確に反映することが困難である。

②事業者単位で目標の達成度に応じて評価。

(例：目標の達成度の高い事業者に対し、加算又は一単位当たりの単価を引き上げる。)

(利点)

- ・目標の達成度が、直接的に事業者に反映される。
- ・目標の達成度により、利用者が事業者を選定することが可能となる。

(課題)

- ・加算額の一部が利用者の負担増となる。
- ・客観的な評価を行う手法の確立が必要となる。
- ・定期的に目標の達成状況进行评估する仕組みが必要となる。
- ・改善の見込まれない要支援者を引き受けないなどの利用者の選別を誘発するおそれがある。

B. 評価指標をどう設定するか。

①介護予防ケアマネジメントに基づき当該介護予防サービス計画において位置付けられた生活行為の改善

(利点)

- ・個々の利用者にかかる目標の達成を評価に反映することができる。

(課題)

- ・目標を達成するために必要な支援の量が利用者ごとに異なるため、公平な評価が困難である。
- ・改善の見込まれない要支援者を引き受けないなど、事業者による利用者の選別を誘発するおそれがある。
- ・故意に目標を低く設定することを誘発する。

②要介護度の改善

(利点)

- ・客観的な評価が可能であり、事業者間の比較が可能である。

(課題)

- ・要支援・要介護認定を受けなければならず、利用者及び市町村の負担が増す。
- ・改善の見込まれない要支援者を引き受けないなど、事業者による利用者の選別を誘発するおそれがある

③目標を達成したことによるサービス利用の終了

(利点)

- ・個々の利用者の目標について、その達成度を直接評価することができる。

(課題)

- ・利用者ごとに目標を達成するために必要な支援の量が異なるため、公平な評価が困難である。
- ・改善の見込まれない要支援者を引き受けないなどの利用者の選別を誘発するおそれがある。

C、報酬の支払い方法をどう設定するか。

①各事業者に直接給付

(利点)

- ・仕組みが簡単で分かりやすい。

(課題)

- ・利用者の一割負担が発生する。

②地域包括支援センターを通じて各事業者に配分

(利点)

- ・介護予防ケアマネジメントにより得られる情報を事業者の評価に活用できる。
- ・地域包括支援センターの機能を強化できる。
- ・利用者の一割負担が発生しない仕組みも可能である。

(課題)

- ・地域包括支援センターの事務作業が増える。
- ・地域包括支援センターを委託する場合に、受託法人が適切な事務を行うことが困難な場合がある。

5. 介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーションの基準作成に係る検討課題

(1) 人員・設備・運営基準について

- 人員・設備・運営基準については、サービスの基本的構造に即して作成することが基本であると考えますが、どうか。
- その際、新たに導入されることになる運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上の3つのメニューごとに、必要な基準を追加してはどうか。その場合、3つのメニューの一部を提供する場合についても指定を受けられるようにしてはどうか。
- また、多様なサービス形態を認める観点から、サービスの質を低下させない範囲で指定基準を緩和することが適当であると考えられるが、どうか。

(2) 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について

①基準の位置付け

- ・介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「支援基準」という。）においては、介護予防の効果を上げるために、全ての事業者が最低限満たすべき実施手順等を提示してはどうか。その場合、現行の運営基準と重複する事項については調整してはどうか。
- ・支援基準の項目は、各事業者の事業評価（プロセス評価）にも活用できるものとし、チェックリスト形式で示してはどうか。

②支援基準のイメージ

[アセスメント]

- ・介護予防サービス計画における当該サービスの位置付けを踏まえて、個々の利用者ごとに事前・事後のアセスメントを実施し、サービス提供に際して考慮すべきリスクの有無、健康状態、生活機能（心身機能、活動参加）の状況等を把握すること。

[計画の作成]

- ・介護予防サービス計画及び事前のアセスメントに基づき、個々の利用者ごとに実施目標を設定し計画を作成すること。
- ・生活行為向上支援（仮称）の効果的な実施のため、利用者の居宅の環境等を確認すること。
- ・実施計画については、利用者本人に分かりやすく説明し同意を得ること。

[内容]

- ・各利用者個別の生活機能の目標を達成させる目標指向的なプログラムを作る。
- ・メニューの内容は、各利用者の健康状態に合った適度なものとする。
- ・メニューの内容は、国内外の文献等において有効性が確認されている適切なものとする。また、メニューの有効性について明確な根拠を示すことが求められること。
- ・サービスの効果をモニタリングすること。
- ・転倒防止のため余計な物品等を放置しないなど、適切なスタッフへの配置、転倒等を予防するための環境整備、参加時の医学的なチェックの実施、無理のない適度な運動の実施、緊急時の体制の確保等に配慮すること。
- ・サービス提供前に、脈拍、血圧等を測定するなど、各利用者の当日の体調を確認すること。
- ・生活行為向上支援（仮称）を効果的に行うため、車いす用設備中心ではなく、一般家庭用設備を充実させる。